

第3期滋賀県教育振興基本計画の策定状況について

1 「滋賀県教育振興基本計画審議会」における審議経過等

- 平成30年5月24日 第1回会議 諮問
6月21日 第2回会議 骨格案
7月19日 第3回会議 素案
7月31日～8月8日 市町等に対する意見照会
8月30日 第4回会議 答申案
9月14日 答申
10月5日～11月5日 滋賀県民政策コメントにより意見・情報の募集を行った結果、3者から16件の意見・情報が寄せられた。

資料2

2 県民政策コメント実施後の主な追加・修正箇所について

1 はじめに

(2) 教育振興基本計画の位置付け

- 根拠法令を明記すべきとの御意見を踏まえ、教育基本法に規定される「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられることを追記します。
 - ・ 教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」とします。

3 基本目標の達成に向けた基本的な考え方

(1) 滋賀らしさを生かした学び

- 滋賀らしさを生かした学びを行う背景をもっと丁寧に書くべきとの御意見を踏まえ、滋賀県の自然環境、歴史的背景等を追記します。
 - ・ 本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、自然と共生する文化が育まれてきました。また、古くは都が置かれ、交通の要衝であったことなどから幾度も歴史の表舞台に立ち、多くの文化財を有しています。
こうした中で、「滋賀ならではの学び」として、これらの自然、歴史・文化等を大切にする学びや、地域、企業等と連携した学びにより、地域に誇りと愛着をもち、主体的に地域の課題を解決する行動力を育むことが大切です。

6 数値目標

○ 「目標設定の考え方」の記述がまちまちであるとの御意見を踏まえ、統一性のある文の構成に修正します。

○ 調整中となっている点を早急に解消すべきとの御意見を踏まえ、「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合」および「環境保全行動実施率」に係る目標を追記します。

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

(1) 確かな学力を育む

- ・ 「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:32.9%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
中:23.2%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

(3) 滋賀ならではの学習の推進

- ・ 環境保全行動実施率

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
76.7%	80%	80%	80%	80%	80%

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

(5) 情報活用能力の育成

○ 「平成 29 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省)が公表されたことを踏まえ、子どもが ICT 機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員の ICT 活用力の向上が不可欠であることから、目標項目および数値等を修正します。

- ・ 教員が授業中に ICT を活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%

(目標設定の考え方) 子どもが ICT 機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員の ICT 活用力の向上が不可欠であるため、目標として設定する。

(9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

- さらなる検討を進める中で、待機児童の解消に向け、保育士の確保および受入施設の整備を進めていくうえで、利用児童数より利用定員数がより適当な指標であると考えたことから、目標項目および数値等を修正します。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数

現状(2018)	目標(2019)	2020	2021	2022	2023
58,562人	60,557人	-	-	-	-

(目標設定の考え方) 子どもの育ちを支えるためには、就学前の教育・保育の充実が重要であることから、幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数を目標として設定する。なお、現在の計画、淡海子ども・若者プランは2015年度から2019年度までの5カ年計画であるため、2020年度以降の目標値は未定である。

3 第3期滋賀県教育振興基本計画(原案) 資料3、資料4の特徴

- ① 第1期、第2期計画に引き続き、教育の基本目標を「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」としていること。
- ② サブテーマを、時代の変化を踏まえて「人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育」としていること。
- ③ 基本目標の達成に向け、自然、歴史・文化等を大切に学ぶことや、地域、企業等と連携した学びを「滋賀らしさを生かした学び」として大切にするとともに、人生100年を見据えた学びの中で「人と人」、「人と地域」が共に連携し、地域への誇りや愛着を深めていくこととしていること。
- ④ 基本目標を達成するための施策について、「子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む」、「社会全体で支え合い、子どもを育む」、「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」の3つを柱として設定し、施策を体系的に示していること。
- ⑤ 全体を通して県民に分かりやすくなるよう、具体的な施策を盛り込むとともに、施策の着実な実行と進行管理を進めることができるよう、数値目標を設定し、PDCAサイクルを回せるようにしていること。

4 今後の予定

平成31年2月 定例会議に議決案件の上程